

電気料金種別定義書

【スマートタイム ONE（電灯）】

株式会社 L o o o p

目次

1. 実施期日	2
2. 定義	2
3. 適用条件	3
4. 契約電力	5
5. 電気料金	6
6. 割引種別	6
7. 契約電流、契約容量の変更	8
8. 本定義書の変更および廃止	9
別表	10
1. 電気料金	10
2. 割引額	13
3. 制度対応費	14

電気料金種別定義書【スマートタイム ONE（電灯）】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款【低圧】（以下、「電気供給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるもの）に限りません。）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金は全て消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2026年1月8日より実施します。

2. 定義

次の言葉は、本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特定卸供給

一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給をいいます。

(2) Loop ガス

当社のガス料金メニューである「Loop ガス」をいいます。

(3) 実量契約

供給地点設備情報照会上の契約決定方法が「実量契約」をいいます。ただし、沖縄エリアにおいては、契約決定方法が「負荷設備契約」の場合も「実量契約」とします。

(4) サービスブレーカー契約（SB 契約）

供給地点設備情報照会上の契約決定方法が「SB 契約」をいいます。

(5) アンペアブレーカー契約

供給地点設備情報照会上の契約決定方法が「アンペアブレーカー契約」をいいます。

(6) 主開閉器契約

供給地点設備情報照会上の契約決定方法が「主開閉器契約」をいいます。

(7) 最大需要電力

任意の期間において、お客さまが使用される電力（以下「使用電力量」といいます。）の30分ごとの値の最大値を2倍したものをいいます。使用電力量は、託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるもの）といたしま

す。)といたします。原則として四捨五入して整数値にいたします。ただし、0.5kW未満の場合の最小値は0.5kWといたします。

(8) 制度対応費

再生可能エネルギー発電促進賦課金（電気供給約款別表）、託送料金相当額および容量拠出金相当額をいいます。

(9) その他本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

電力エリア	適用範囲
北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄	<p>当社との契約または、設備変更の申出時の契約容量または、最大需要容量が原則として50キロワット未満であること。また、需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>なお、計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは適用外となります。</p> <p>ただし、当社へ電気供給契約のお申し込み後に計量器の取り外し、またはスマートメーターではない旧計器メーターへの変更、スマートメーター設置済みであっても通信機能の取り外し等を行った場合は、当社はサービス提供を継続し、本定義書を適用いたします。また、上記により当社サービスが享受できない状態が発生した場合も了承いただいたものとします。</p>

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給

電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流、契約容量

イ 契約電流

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州エリアの契約電流は、5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとする。

ロ 契約容量

- 関西、中国、四国エリアについて、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、当社が定める基準にもとづき行います。
- 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

【式】 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 ボルト (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量を当社が定める基準にもとづき行います。

ハ お客さまが他の小売電気事業者から当社へ電気供給契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。ただし、契約電流、契約容量または契約電力が不明である場合、計量器の最大容量または、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とします。計量器の最大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることと同義とします。

ニ お客さまが当社と新たに電気供給契約を締結される場合において、需要場所の供給地点設備情報照会上の契約決定方法が実量契約の場合には、供給開始後初月の料金算定期間の最大需要量を基に契約容量を定めます。なお、需要場所の供給地点設備情報照会上の契約決定方法が実量契約以外の場合には、当社の判断で実量契約に切り替えさせていただくことがあります。

ホ なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

4. 契約電力

(1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ お客さまが当社と新たに電気供給契約を締結される場合など、前11月の最大需要電力が不明なときは、供給開始日以降の最大需要電力を契約電力といたします。

ロ 契約負荷設備を増加される場合、増加された日以降の検針日を含む1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ハ 契約負荷設備を減少される場合など、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減設の連絡を受領した日以降の検針日から減設後の契約電力といたします。ただし、減設の連絡を受領した日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力が減設後に定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力を契約電力として適用します。

ニ お客さまが当社と新たに電気供給契約を締結される場合、需要場所の供給地点設備情報照会上の契約決定方法が実量契約以外の契約電力（以下「本電力」という）は、供給地点設備情報照会上の契約電流または契約容量といたします。以下本電力の契約電流は、当社の定める計算方法に基づき、契約電流値を10分の1とする計算を適用します。ただし、換算の結果が小数点以下となり割り切れない場合は、適用する契約電力は小数点第1位までといたします。

5 アンペア=0.5 キロワット

10 アンペア=1 キロワット

15 アンペア=1.5 キロワット

1 キロボルトアンペア=1 キロワット

ホ 沖縄エリアにおいては、供給地点設備情報照会上の契約決定方法が負荷設備契約の場合、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ヘ 第4条(1)ニの場合において、供給地点設備情報照会上に契約電流または契約容量が登録されていない場合は、暫定的にその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を、当社の定める計算方法に基づき以下のとおり算出いたします。計算後の小数点以下は四捨五入といたします。

最大需要電力÷0.68=契約電力

その後、定期的に供給地点設備情報照会を照会し、契約電流または契約容量が確認

できた場合には、原則として、その月以降の契約電力を供給地点設備情報照会上の契約電流または契約容量といたします。

ト 計量器の故障等により最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、翌月以降の電気料金と合わせてご請求いたします。

チ 最大需要電力と各エリアの託送配電事業者から提供される使用量に関する値（以降、「提供される値」とする。）と契約電力に乖離がある場合、各エリアの託送配電事業者から提供される値に基づき契約電力を定めることがあります。

(2) 第4条(1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、電気供給約款4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

(3) 契約電力は、毎月契約電力の算定見直しを実施します。なお、契約電力が変更となった場合の通知などはいたしません。

5. 電気料金

(1) 料金は、基本料金（沖縄電力管内のみ）、電力量料金および制度対応費の合計とします。基本料金（沖縄電力管内のみ）、電力量料金は、別表1（電気料金）のとおりとします。また、制度対応費は別表3（制度対応費）により算出された費用とします。

(2) 1月の電源料金の合計金額を1月の使用電力量で割り戻した電源単価が、当社が定める上限単価を上回る場合、当社は、上限使用量と1月の使用電力量のいずれか小さい値（以下、「対象使用量」といいます。）を上限に、当社は電源単価から上限単価を差し引いた差額金額に対象使用量を乗じた金額を、電気料金と相殺、もしくは当社が合理的と判断する方法を用いてお客さまに還元します。なお、上限単価、上限使用量は別表1（電気料金）に記載のとおりとします。

(3) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

6. 割引種別

(1) ソーラー割

イ 適用条件

以下の条件を全て満たす場合、「ソーラー割」を適用します。

- ① お客さまの電気の使用場所に設置された太陽光発電設備から発電される電力のうち、当該使用場所で使用する電力を控除した電力について、当社が特定卸供給を受けていること

② 2022年11月30日以前に申し込みが完了していること

ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。

(2) ガス割

イ 適用条件

「Loop ガス」をご契約されており、以下の条件を全て満たす場合、「ガス割」を適用します。

① Loop ガスの需要場所が本プランの需要場所と同一であること

② Loop ガスのお支払方法が本プランと同一であること

ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。

(3) EV 割

イ 適用条件

以下の条件を全て満たす場合、「EV 割」を適用します。

① お客さま自身が電気自動車（以下、「EV 車」といいます。）を保有しており、EV 車用の充電設備がご自宅に備わっていること

② 2022年11月30日以前に申し込みが完了していること

ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。

(4) 引越し祝い割

イ 適用条件

以下の条件を全て満たす場合、「引越し祝い割」を適用します。

① 当社との低圧における電気供給契約（以下「旧契約」といいます。）を締結しているお客さまが、転居に伴い旧契約の解約と同時に、新たな需要場所において当社と本定義書に基づく電気供給契約（以下「新契約」といいます。）を締結すること

② 新契約のお申込み日および料金適用開始日が、2026年1月8日以降であること

- ③ 新契約のお申込みが、当社が提携する取次店等を経由したお申込みではないこと
- ④ 新契約における初回および2回目の電気料金が当社所定の支払期日までにお客さまにより支払われていることが当社にて確認できていること（なお、請求額が0円の場合は、当該額が確定したことをもって支払われているものとみなします。）

ロ 割引額および適用期間

割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。

割引の適用は、新契約における料金適用開始日が属する月以降、当社からの3回目の請求（以下「適用開始請求」といいます。）から開始し、割引残額がなくなるまでの期間とします。

ハ 割引の繰越および順位

- ① 当月の電気料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。）が割引額を下回る場合、割引しきれない残額を翌月以降の請求に繰り越して適用します。なお、繰越期間に期限はありません。当該残額がなくなるまで繰り越して適用します。
- ② 複数の割引種別が適用される場合、繰越のできない割引（従量割引等）を先に適用し、その後の残額に対して本割引を適用します。
- ③ 割引適用期間中に需給契約が終了した場合、終了日が属する月の請求をもって割引の適用を終了します。この際、割引残額の返金や換金は行いません。

7. 契約電流、契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流または契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、お客さまに応じて以下の料金を、当該承諾後に到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

- 沖縄電力管内のお客さま・・・基本料金、託送料金相当額、容量拋出金相当額
- 沖縄電力管内以外のお客さま・・・託送料金相当額、容量拋出金相当額

※上記料金は、変更後の契約電流または契約容量に基づき決定します。

- (2) お客様は、やむをえない場合を除き、お客様が契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流または契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）（2）および（3）に準じます。

8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止の案内および廃止日を当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお知らせいたします。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）（2）および（3）に準じます。

別表

1. 電気料金

基本料金（沖縄電力管内のみ）、電力量料金は、次のとおりとします。

電力エリア	基本料金	
北海道電力管内		
東北電力管内		
東京電力管内		
中部電力管内		
北陸電力管内		
関西電力管内		
中国電力管内		
四国電力管内		
九州電力管内		
沖縄電力管内		

電力量料金は、電源料金およびサービス料金の合計といたします。

(1) 電源料金

電源料金は、各電力エリアのエリアプライス（イ）をエリア損失率（ロ）で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一月分の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。

【式】

お客さまの30分毎の使用電力量¹

¹ 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さま

× {その 30 分毎のエリアプライス ÷ (1-エリア損失率)²
× 消費税率}

(イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します（沖縄電力管内はシステムプライスを参照します）。算出に用いる各エリアプライスおよびシステムプライスは全て税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

なお、一般社団法人日本卸電力取引所が緊急の事由³により取引停止となった場合、当該取引停止の期間中は一般社団法人日本卸電力取引所が公表するインバランス等料金単価、またはそれに準じた合理的な単価を適用いたします。

(ロ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率にもとづき、電源料金が計算されるものとします。

各電力エリアのエリアプライス（沖縄電力管内はシステムプライス）およびエリア損失率は、当社ウェブサイトにて定期的にお知らせいたします。

(ハ) 上限単価

電力エリア	上限単価（税込み）
北海道電力管内	128.00 円/kWh
東北電力管内	128.00 円/kWh
東京電力管内	128.00 円/kWh
中部電力管内	128.00 円/kWh

または、算定期間内の総使用電力量を 30 分単位毎で案分したものを、「お客さまの 30 分毎の使用電力量」とみなして計算いたします。

² 各電力エリアの 30 分毎のエリアプライス ÷ (1-エリア損失率) から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

³ 緊急の事由とは、天災地変、経済状況の激変、通信回線・通信機器・インターネット・コンピュータシステムの障害、その他やむを得ない事由を指します。

北陸電力管内	128.00 円/kWh
関西電力管内	128.00 円/kWh
中国電力管内	128.00 円/kWh
四国電力管内	128.00 円/kWh
九州電力管内	128.00 円/kWh
沖縄電力管内	128.00 円/kWh

(二) 上限使用量

電力エリア	上限使用量
北海道電力管内	120kWh
東北電力管内	120kWh
東京電力管内	120kWh
中部電力管内	120kWh
北陸電力管内	120kWh
関西電力管内	120kWh
中国電力管内	120kWh
四国電力管内	120kWh
九州電力管内	120kWh
沖縄電力管内	120kWh

(2) サービス料金

サービス料金は以下のとおりです。

電力エリア	単位	サービス料	
		2025年3月31日以前 ⁴	2025年4月1日以降
北海道電力管内	使用電力量 1kWhにつき	5.5円	7.0円
東北電力管内			
東京電力管内			
中部電力管内			
北陸電力管内			
関西電力管内			
中国電力管内			
四国電力管内			
九州電力管内			
沖縄電力管内			

2. 割引額

電力量料金等から、以下の計算方式に基づき割引額を算出いたします。

(1) 従量割引（ソーラー割、ガス割、EV割）

$$\text{割引額} = \text{各割引単価} \times \text{使用電力量}$$

⁴ 2025年3月31日までに電気をお申し込みされているお客さまは、2025年4月の検針日においては、当該検針にかかる算定期間に4月の日付が含まれる場合であっても、改定前の電気料金が適用されます。

電力エリア	ソーラー割	ガス割	EV 割
北海道電力管内	1.00 円	—	1.00 円
東北電力管内	1.00 円	—	1.00 円
東京電力管内	1.00 円	1.00 円	1.00 円
中部電力管内	1.00 円	—	1.00 円
北陸電力管内	1.00 円	—	1.00 円
関西電力管内	1.00 円	—	1.00 円
中国電力管内	1.00 円	—	1.00 円
四国電力管内	1.00 円	—	1.00 円
九州電力管内	1.00 円	—	1.00 円
沖縄電力管内	1.00 円	—	1.00 円

(2) 定額割引

以下の金額を月額電気料金（基本料金、電力量料金、制度対応費の合計）から割引きます。

引越し祝い割：3,000 円

電力エリア	引越し祝い割
すべての電力管内	3,000 円（1 ヶ月あたり 1,000 円*3 か月）

※定額割引は、従量割引適用後の金額から差し引きます。

※再エネ賦課金を含む請求総額を割引対象とします。

3. 制度対応費

(1) 制度対応費の算定

制度対応費は再生可能エネルギー発電促進賦課金、託送料金相当額および容量抛出品相当額によって算定いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当社の電気供給約款（低圧）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）のとおりといたします。

(3) 託送料金相当額

託送料金相当額は各エリアの当該一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送料金相当額を変更することがあります。この場合、託送料金相当額の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の託送費にもとづき計算されるものとします。

イ 託送基本料金相当額

託送基本料金相当額は、その月の契約電力（本定義書 4. 契約電力を参照）に当社で電気供給契約を締結された需要場所の供給地点設備情報照会上の契約決定方法に従い、託送基本料金相当単価を適用いたします。需要場所の供給地点設備情報照会上の契約種別は、当社との電力供給開始後に送付する「重要事項説明書」よりご確認ください。各契約の託送基本料金相当単価は、当社ウェブサイトにて定期的にお知らせいたします。

$$\text{託送基本料金相当額} = \text{託送基本料金相当単価} \times \text{契約電力}$$

なお、検針期間中に途中解約・新規契約された場合は、日割り計算が入ります。月間使用量が 0kWh の場合に限り、半額相当の金額となります。

ロ 託送従量料金相当額

託送従量料金相当額はその月の使用電力量に託送従量料金相当単価を適用いたします。各契約の託送従量料金相当単価は、当社ウェブサイトにて定期的にお知らせいたします。

$$\text{託送従量料金相当額} = \text{託送従量料金相当単価} \times \text{使用電力量}$$

(4) 容量拠出金相当額

イ 容量拠出金相当額算定式

容量拠出金相当額は、次の算式によって算定された値といたします。なお、容量拠出金相当額の単位は、1 銭とし、その端数は、切り捨ていたします。

$$\text{容量拠出金相当額} = \text{容量拠出金相当単価} \times \text{契約電力}$$

容量拠出金相当単価は当社ウェブサイトにて定期的にお知らせいたします。

ロ 容量拠出金相当額の適用

容量拠出金相当額算定式および容量拠出金相当単価は定期的に改定することがあります。時期等については当社ウェブサイトにてお知らせいたします。なお、検針期間中に途中解約・新規契約された場合でも、満額での請求となります。